

警察庁は法律の根拠なく

“DNA型登録”

マスコミ報道で「警察のDNA型登録拡大・130万件」(朝日新聞 2020年8/23)と。いなくなった犬を探すチラシを電柱に張っていた(9枚)女性が“屋外広告物条例違反”の容疑で、又立ち入り禁止の場所で釣りをしていた男性が“軽犯罪法違反”の容疑で事情聴取のときDNAなどを採取されたとの事。それぞれの方は不起訴処分になったが警察庁ではDNA型データベースに登録されたままだったり、保管していなかったりしているそうです。

「究極のプライバシー情報」であるDNA型情報がどのように警察で採取され登録されているのか?千葉県議会伊藤とし子議員と一緒に千葉県警にヒアリングしました。(2020年10月5日)

Q、2019年12月末容疑者DNA型が129万6765件、遺留DNA型が3万4374件警察庁のデータベースに登録されているとの事だが、千葉県警に係わる登録件数は?

答:千葉県警に係わるものは被疑者DNA型4万5298件、遺留DNA型1016件が登録されております。昨年1年間(2019年1月~12月)の登録件数は被疑者DNA型4702件、遺留DNA型412件です。重要犯罪とそれ以外の犯罪等の割合は支障があるので出せません。

* (ふじしろコメント) 警察庁によって一元管理されているDNA型登録の犯罪割合は新聞中に記載されています。殺人・強制わいせつなど重要犯罪4.8%、窃盗や住居侵入などの刑法犯67.7%、スーカ―規制法など特別法犯が27.5%と。県警4万5298件の内訳が公開されても何の問題もないと思えるのですが...

Q、DNA型登録の根拠法令は何ですか?

答:国家公安委員会規則第三号でDNA型記録取り扱い規則が定められています。

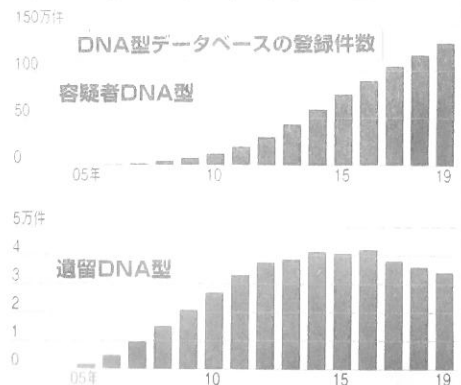
* 米国・英国・ドイツ・フランスなど多くの国は法律によってデータベースの基準が示されています。以前日本でも法律の制定が検討されたが作られていません。日弁連は国家公安委員会規則ではなく法律によって構築・運営されなければならないとの意見書を出しています(2007年)。

Q、警察庁に一元管理されているDNA型情報にアクセスできる人は、千葉県警では誰ですか?

答:必要と認められる職員で必要なアクセス権を与えられている...アクセス出来る人は限られている。立場の人が...パスワード(クローズの回路で)で、電子データで警察庁に送信したりしています。誰とは言えません。

Q、容疑者が不起訴になった場合、無罪になった場合、DNA型登録は抹消されますか?抹消したことを当事者に伝えますか?

答:国家公安委員会規則第7条に「死亡したとき」「保管する必要がなくなったとき」



「DNA 型登録を抹消しなければならない」と記載されているが、管理しているのは警察庁であって千葉県警ではない。どのように判断しているか分からない。答えられない。警察庁が関係法令に基づいてやっているはず。無罪のとき破棄するかどうかは警察庁の判断。

*千葉県警は「採取しても管理していない。警察庁の一元管理なので分からない。」と言うが、国民から口の中の粘膜を取る(DNA 型情報)のは千葉県警なので送付した先警察庁がどうやっているか分からないでは警察機構の一角を担う機関としての説明責任を十分に果たしていないことになるのでは・・・警察庁に聞いてみればいいのかと思うのだが。

Q、DNA 型登録の管理方法、採取方法などそのガイドラインはあるのか？

答：管理は警察庁がやる。採取方法は警察庁からの通達でやっている。

Q、採取方法は？

答：令状を取ったときは強制ですが、基本はお願いです。任意なのです。同意書をとってやっています。人の名前つきの DNA 型登録は被疑者だけです。参考人から取った DNA 型の検体は全量処理・廃棄で登録には残しません。

Q、警察庁は 2004 年遺留 DNA 型情報システムを開始し、2005 年被疑者の DNA データベースを立ち上げました。“2012 年 9/10 の警察庁の出した通達「DNA 型データベースの抜本的拡充に向けた取り組みについて」以降データベースの登録件数が急増しているとの事。この通達のコピーをください。

年	登録件数	抹消件数
2010	4万7637	2316
11	7万7804	4995
12	11万3754	8989
13	14万8458	1万3313
14	16万9474	9969
15	17万1590	1万4297
16	16万6500	2万0757
17	17万0072	2319
18	14万5895	2599
19	14万8475	2824
合計	135万9659	8万2378

答：文書不存在です。保存期間が数年なので・・・

*登録が拡大していく重要な通達なのに組織内に保存していないなんてなんなのでしょう？公文書管理がまったくできていない(国民への説明責任の自覚なし)問題点が露呈しました。

DNA 情報には遺伝に関する情報もあり病気に関する情報もありますが、警察庁にデータベース登録されているのは「DNA 型」情報であり、個人識別となる 4 種類の塩基の並びで人と人との違いが出てくる DNA 型を登録しているとの事です。

とはいえ究極のプライバシー情報である DNA 型情報が法律の根拠もなく警察の事情聴取のような場で採取されているのは多くの問題を抱えています。

“任意だから、同意書も取ってやるのだから”と言ってもその場で国民は拒否できるだろうか？一度採取された DNA 型情報がどのようになったのか、登録されたままなのか、抹消されたのかも一切当事者には分からない状況でデータベース登録が進んで果たしていいのだろうか？

サンフランシスコ市では 2019 年“捜査機関における顔認証技術の使用を禁止する条例”が可決しています。生体認証である顔認証・虹彩・DNA 型、静脈認証への規制がきちんとされていない状況でデジタル社会が進めば市民からのコントロールが出来なくなってしまう。ちょっと立ち止まって考えて見ましょう。

*資料は朝日新聞から

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告 HP に掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。